【庁内ネットワーク機器リース　質疑内容】

No	項目	内容	回答
1	公告 9入札参加申込みの受付（3）	下記書類につきましては「令和8年度端末機器等調達賃貸借」にて申請・承認済みの内容とあわせて、包括的にご承認いただけますでしょうか。 ②印鑑証明書 ③仕様印鑑届 ⑤納税証明書	令和８年４月２３日付け公告の「令和８年度端末機器等調達賃貸借」にて提出いただいた ②印鑑証明書 ③使用印鑑届 ⑤納税証明書又は未納の税額がないことの証明書 につきましては、再度提出いただく必要はございません。ただし、発行日が申請日以前3ヶ月以内のものに限りますのでご注意ください。
2	第3章 3. その他① 搬入	今後半導体不足や天災等で納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	不可抗力による納期遅延が発生した場合には、個別の状況を勘案し、契約期間の変更等に係る協議に応じることは可能です。遅延が見込まれる場合には速やかにご相談いただきますようお願いいたします。
3	第1章 総則	長期継続契約において、翌年度以降の予算が減額または削除された場合、契約変更または契約解除時に発注者への損害賠償は可能でしょうか。 また、損害賠償措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文に明記することは可能でしょうか。	本件は、債務負担行為となりますので、予算の減額等はございません。そのため、契約書の条文への明記は不要と考えています。
4	第3章 調達の概要 2. リース料の算定について	賃貸借契約書は貴市書式となりますでしょうか。貴市書式であれば、事前に契約書の案を頂くことは可能でしょうか。	別添のとおり開示します。
5	第3章 調達の概要 2. リース料の算定について②	動産総合保険は、地震や津波等の天災は対象外となる為、補償されませんが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
6	第5章 保証等	保守について、リース会社に保守責任は無く、保守に関わる一切の責任は納入業者にあるという認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。

【庁内ネットワーク機器リース　質疑内容】

No	項目	内容	回答
7	第3章 調達の概要 2. リース料の算定について⑤	期間満了後、リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱するものとし、以降使用権は売主から貴市に直接許諾されるという理解で宜しいでしょうか。その場合、リース会社は満了後のソフトウェアに関して一切責任を負わなくてもよいという認識で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
8	第３章　３．その他 第５章　２．契約不適合責任 ３．初期不良対応	三者間契約となり且つ、納入業者が決まっている為、契約不適合責任は納入業者が責任を負うとの認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
9	入札公告 7 入札参加資格 (3)	①同種の契約とは賃貸借であればよろしいでしょうか。 ②同規模の契約とは本件の契約金額と比較して明確な金額の基準がありますか。	①差支えありません。 ②明確な基準はありません。
10	入札公告 １３　入札保証金 および １４　契約保証金	柳川市契約事務規則第8条第2項および第29条第3項に定める同種・同規模の実績についてご教示ください。 ①同種の契約とは賃貸借であればよろしいでしょうか。 ②同規模の契約とは本件の契約金額と比較して明確な金額の基準はありますか。 ③過去2年間に賃貸借期間が終了している必要がありますか。 ④実績の提示は契約書の写しの提出で問題ありませんか。	①差し支えありません。 ②明確な基準はありません。 ③契約締結日が過去2年以内である必要があります。 ④差し支えありません。
11	仕様書 第3章　２②	動産総合保険は一般的な内容(地震や津波による損害は補償対象外、期間経過に伴い補償限度額は逓減、ソフトウェアは付保対象外)でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
12	仕様書 第3章　２②	「固定資産税は見積から除外する」とは、リース契約満了後にリース物件を貴庁へ無償譲渡するため、受注者は当該物件に係る固定資産税の納付は不要という認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
13	その他 契約書について	契約書は受注者所定の書式を使用してよろしいでしょうか。 貴庁所定の契約書を使用する場合、契約書案を事前に開示いただけますでしょうか。	本市所定の書式を想定しております。別添のとおり開示します。

【庁内ネットワーク機器リース　質疑内容】

No	項目	内容	回答
14	固定資産税について	リース契約満了後の物件は無償譲渡とするとありますが、物件にかかる固定資産税の納付は貴市負担との認識よろしいでしょうか。	差し支えありません。
15	納期について	世界情勢等の状況を踏まえ、弊社の責に帰せず納期遅延が発生する場合には対応及び納期について協議いただけますでしょうか。	不可抗力による納期遅延が発生した場合には、個別の状況を勘案し、契約期間の変更等に係る協議に応じることは可能です。遅延が見込まれる場合には速やかにご相談いただきますようお願いいたします。